

酒気帯びデッチ上げ 報復処分の真実

2013年2月19日

No.9

JR東海労 東二運分会
裁判プロジェクト

控訴 東海労への不誠実に対して

運輸所のみなさん

斉藤書記長に対する「酒気帯び」デッチ上げと不当処分撤回を求めた裁判の判決が1月23日にだされ、違法な処分だということがハッキリしました。判決に基づいて本部は、1月24日に斉藤書記長への謝罪を前提に、以下を申し入れました。

1. 東京地方裁判所の判決を真摯に受け止め、東京第二運輸所分会斉藤書記長への減給処分を直ちに撤回し、処分による不利益を全て回復させること。
2. 不当処分を下したことを真摯に反省し、東京第二運輸所分会斉藤書記長に謝罪すること。
3. 企業としての社会的責任と反省の上に立ち、控訴は行わないこと。

しかし、2月5日になっても回答がないため本部が会社に確認をしたところ、「処分の取り消し、及び控訴については、検討中」としか回答しませんでした。

東海労は、こうした全く誠意のない会社の姿勢に対して同日、23日の判決に対して控訴しました。私たちの控訴理由は、判決で棄却とされた精神的な損害を含めた、150万9409円を支払うこと、と訴訟費用は会社が負担すること、です。

何と翌日の6日に、会社も控訴しました。前日の午後には、「検討中」としていたものが、判決を不服として控訴したのです。いったい何があったのでしょうか。常識的に考えると、自信を持って行った懲戒処分が「社会通念上相当を欠き、懲戒権を濫用したというべきであるから、無効である」と断罪されたのですから即刻、控訴するのが流れのはずです。が、控訴は期限ギリギリになってからでした。

そして会社から、申し入れに対する考えが2月12日に「会社は控訴したので、申第27号には応じない」と回答してきました。処分は無効であり控訴しないようにと申し入れたのに、なぜ控訴をしたのかとあらためて確認したところ、「控訴する権利があるので行使した」と、相変わらず誠意のない回答に終始しました。

私たち東海労は1月23日の判決は、私たちの主張を認めた不当な処分であることを明らかにした勝利判決だと確信しています。しかし会社は斉藤書記長に謝罪をせず、処分の取り消しもしません。このような会社の姿勢は、私たちの職場を働きやすくするための取り組みや、東海労の組織拡大に対する「報復処分」だと指摘していることが正しいということ、会社をして証明したことになります。

私たち東海労は、このような会社の不誠実な対応と「命令と服従」の社員管理を許さず、働きやすい職場に変えるために引き続き裁判を継続します。

運輸所のみなさん！

どこでも構いません。管理者の恣意をなくして職場を働きやすくするために、声を聞かせてください。私たちの一言が、職場を変えるきっかけになります。